

転出に伴う諸手続きについて

対象となる方	富山市での手続き	新住所地での手続き
印鑑登録をされている方	転出日をもって登録がなくなります。印鑑登録証はお返しいただくか、破棄してください。転出日の前日までに印鑑証明書を請求される場合は、印鑑登録証と転出証明書をご持参ください。	必要な方は、新たに登録手続きをしてください。
住民基本台帳カード・通知カード・マイナンバーカードをお持ちの方	裏面をご覧ください。	転入された市町村で提示してください。
在留カード等をお持ちの方	特にありません。	転入された市町村でカードの住所変更手続きをしてください。
公的個人認証サービス(電子証明書)を受けている方	電子証明書は転出日をもって自動的に失効します。	必要な方は、新たに登録手続きをしてください。
国民健康保険に加入されている方	転出日の翌日をもって、資格がなくなります。⑭番、⑮番又は⑯番窓口へおこしください。	転入された市町村で加入手続きをしてください。
国民健康保険加入世帯で世帯主となっていた方	国民健康保険証の書き換えが必要です。⑭番、⑮番又は⑯番窓口へおこしください。	
後期高齢者医療制度に加入されている方	転出日の翌日をもって資格がなくなります。⑰番窓口へおこしください。	転入された市町村で加入手続きをしてください。
国民年金に加入されている方	特にありません。	第1号被保険者 年金手帳を持参し、住所変更の手続きをしてください。
		第2号被保険者 勤務先の会社等に届出をしてください。
		第3号被保険者 配偶者の会社等に届出をしてください。
国民年金・厚生年金を受給されている方	特にありません。	年金事務所宛の住所変更届の交付を受けてください。
介護保険被保険者証をお持ちの方・介護保険の要介護認定を受けている方	転出日の翌日をもって資格がなくなりますので、3階介護保険課へおこしください。	要介護認定を受けている方は、転入後14日以内に要介護認定の申請をしてください。
身体障害者手帳をお持ちの方	特にありません。	手帳と印鑑を持参し、住所変更の手続きをしてください。
療育手帳をお持ちの方	転入先での手続き後、富山市にて返還手続きをしてください。	
重度心身障害者等医療費受給資格証または一部負担金助成該当者証をお持ちの方	⑳番窓口で資格証又は該当者証をお返しください。転出先での施設入所者は⑳番窓口で申出ください。	市町村によって制度が異なりますので新住所地でおたずねください。(転出先での施設入所者を除く。)
児童手当を受けている方	市民課窓口にて説明を受けてください。	転出予定日から15日以内に新たに申請手続きをしてください。
こども医療費受給資格証をお持ちの方	転出日をもって資格がなくなります。市民課窓口にて受給資格証をお返しください。	市区町村によって制度が異なりますので、新住所地でおたずねください。
妊産婦医療費受給資格証をお持ちの方	市民課窓口にて受給資格証をお返しください。	
児童扶養手当・ひとり親家庭等医療・特別児童扶養手当の受給資格のある方	3階こども福祉課で、転出届を提出してください。	証書をお持ちになり、住所変更の手続きをしてください。
お子さんが保育所・認定こども園(保育機能部分)に入所されている方	施設へ退所届を提出してください。	保育所に入所する場合は、転出先の市町村にて申込み手続きをしてください。
お子さんが市立幼稚園・市立認定こども園に在園中の方	園へ転園、退園の申出を行い、在園証明書をもたらってください。	幼稚園に入園される場合は、ご希望の園で入園手続きをしてください。
お子さんが市立の小・中学校に在学中の方	小・中学校長に転校の申出を行い、在学証明書・教科書給与証明書をもたらってください。	転入届のあと、新しい学校の指定を受けてください。左記の在学証明書・教科書給与証明書は、指定された学校へ提出してください。
上下水道を使用されている方	上下水道局に使用中止の連絡をしてください。	転入された市区町村で使用開始の届出をしてください。